

官報
號外

昭和六十年十二月四日

○ 国第百三回
参議院會議錄第六号

昭和六十年十二月四日(水曜日)

午後二時一分開議

○議事日程 第六号

昭和六十年十二月四日

午後二時開議

第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案
〔衆議院提出〕

○今日の会議に付した案件

一、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下
議事日程のとおり

○議長（木村睦男君）これより会議を開きます。

この際、日程に追加して

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、以上兩案について提出者から順次趣旨の説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（木村睦男君） 御異議ないと認めます。竹

下大藏大臣。

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣（竹下登君）　ただいま議題となりまし
た國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法

昭和六十年十二月四日
参議院會議録第六号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

九五

を行わないこととしております。

第二点は、共済年金の給付の内容であります。なお、今回の制度改正についての施行期日ですが、共済年金の年金額は、厚生年金相当部分の年金額に公務員制度等の一環としての職域年金相当部分の年金額を加えたものをもって年金額とする。同様に、国民年金、厚生年金保険の制度改正といたしまして、昭和六十一年四月一日といたしております。

厚生年金相当部分の年金額の算定方式については、厚生年金と同様のものとしており、職域年金は、厚生年金と同様のものとしており、職域年金上げた次第であります。

相当部分の年金額については、その水準を厚生年金相当部分の二割相当としております。

なお、支給開始年齢については、経過措置を短縮し、昭和七十年から六十歳となるようにいたしております。

なお、本法律案は、第百二回国会で成立いたしました国民年金法等の一部を改正する法律の参議院における修正等に伴い、原案の附則の規定について、衆議院におきまして所要の修正がなされておりますので、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君） 古屋自治大臣。

〔國務大臣古屋亨君登壇、拍手〕

○國務大臣(古屋亨君)　ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、地方公務員等共済組合

法に基づく長期給付についても、基礎年金制度を適用するとともに、給付水準の適正化を図る等国家公務員の共済年金制度の改正と同様の措置を講じようとするものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一は、給付の通則に関する事項についてであります。

長期給付の給付額につきましては、平均給料月額を基礎として算定することとし、その種類は、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等とするとしております。

第二は、共済年金の給付の内容についてであります。

年金額につきましては、厚生年金相当部分の額と公務員制度等の一環としての職域年金相当部分

の額を合算して年金額といたしております。

退職共済年金については、組合員期間等が二十五年以上である者が、退職した後に六十五歳に達したとき等に支給することとしておりますが、当分の間、六十歳から退職共済年金の特別支給を行うこととしております。

なお、支給開始年齢につきましては、現行の経過措置を短縮することとしております。

障害共済年金については、組合員である間に初診日のある傷病により、障害等級に該当する程度の障害の状態になったときに支給することとしております。

遺族共済年金については、組合員、退職共済年金の受給権者が死亡したときに、その遺族に支給することとしております。

このほか、地方公共団体の長について、従前の取り扱い等を勘案した特例措置を講ずることとしております。

第三は、給付に関するその他の事項についてであります。

退職共済年金等の年金額の改定につきましては、消費者物価指数による自動改定とすることとしております。

また、退職共済年金等の受給権者が厚生年金保険の被保険者等となったときは、その間、その者の給与所得に応じ、年金額の一部の支給を停止することとしております。

さらに、受給権者が複数の共済年金の給付または他の法律に基づく年金である給付を受けることができる場合には、原則として、その選択する一の年金を支給することとしております。

第四は、既裁定年金に関する事項についてであります。

既裁定年金につきましては、その額をいわゆる通年方式による年金額に改定することとしております。なお、この場合、従前の年金額は、これを保障することとしております。

第五は、費用負担に関する事項についてであります。

長期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半して負担することとし、公的負担の額は基礎年金拠出金の三分の一に相当する額とすることとしております。

第六は、団体組合員に関する事項についてであります。

団体組合員につきましては、新たに、地方公務員等と通算措置を講ずることとするほか、地方公務員に対する措置と同様の改正を行うこととしております。

第七は、地方議会議員の年金に関する事項についてであります。

地方議会議員の年金につきましては、国会議員の互助年金の取り扱いに準じ、高額所得停止制度の導入及び支給開始年齢の引き上げを図る等の措置を講ずることとしております。

最後に、組合員等についても基礎年金制度を適用することに伴い、国民年金法等を改正する等所要の措置を講ずることとしております。

以上、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げますので、御報告いたします。(拍手)

なお、本法律案は、第百二回国会で成立いたしました国民年金法等の一部を改正する法律の参議院における修正等に伴い、原案の附則の規定について衆議院におきまして所要の修正がなされておりますので、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。佐藤三吾君。

(佐藤三吾君登壇、拍手)

○佐藤三吾君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました国共済、地公共済二法改正案につきまして、総理並びに関係閣僚に対し質問いたします。

今回の改正は、一口に言うと、第一に給付の切

り下げ、第二に負担の引き上げ、第三に国庫負担の削減を内容とするものであります。私は、こうした年金制度の後退に對して、第一に日本経済に与える悪影響を危惧せざるを得ません。

我が国は、高度経済成長を続けて、安定成長期にある現在においても先進資本主義諸国と比べ高い成長を誇っておりますが、こうした成長発展の主たる功績は政府にあるのではなく、また、企業経営者にあるものでもなく、ひたすら我が国の勤労国民の勤勉さにあるものであります。そして、その老後の生活は必ずしも保障されている状況ではなく、雇用、所得、医療や福祉もこうした成長を支えた勤労者に報いるのに十分とは言えないことは既に国民一致した認識であります。こうした中で年金の水準を切り下げることは、勤労国民の既得権を裏切るのみならず、今後、我が国の経済を支える若年労働者や子供たちの勤勞意欲を阻害することになります。

例えば、改正によって多くの既裁定者のスライド停止が実施されますが、その停止期間は最長五年に及ぶと言われております。政府は七十歳以上については百五十分の二の上積みがあるとしていますが、六十歳から七十歳までの間はどのような形で配慮されるのでしょうか。自助努力、民間活力といっても、その源泉は勤勞が報われるという勤勞国民の社会に対する信頼があつてのものであり、生かさず殺さずの政策では活力は向上いたしません。総理は、勤勞国民の勤勉にどのようにして報いる社会を築かれようとして今回の改正案を提出されたのか、また、既裁定者、つまりは成長を支えてきた人々のスライド停止をどのように受けとめておられるのか、所見を伺いたいと存じます。

また、厚生大臣は、国民の老後の社会保障をどのような体系として確立すべく考えておられるのか、お伺いしたいのであります。

また、政府は、経済摩擦解消、内需拡大を経済政策の最大の課題としておりますが、内需拡大と

年金の関係についてはどのようにお考えでしょうか。税負担は重い、賃金は低上昇のもとで消費費といつても、年金の給付までが切り下げられては実行できません。老後の生活に不安があれば消費よりも貯蓄に励むのは当然であります。年金法改正が内需拡大策においてどう位置づけられているのか、この点についても総理の見解を求めたいと思ひます。

同時に、国鉄共済について六十四年まで衆議院で方向が定まったようでございますけれども、六十五年以降については皆目不明でございます。これについても総理の見解をあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

第二に、公務員制度と共済制度との関係についてお伺いいたします。

国共済、地公共済とも、その目的には、公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する、公務員の能率的運営に資することを目的とする、国及び地方公共団体は共済組合の健全な運営と発達を図られるよう必要な配慮を加えると記されております。公務員がその勤勞の性格の特殊性をもつてその勤勞基本権がさまざまな制限を受けていることは、この場で多くは言いません。しかし、ゆがんではおりますが、政府みずから行政職員の社会に果たす職責の重大さを認識している例証であると考えます。そうした中で、今回の改正が公務員の能率的運営に資することになり、また共済組合の健全な運営と発達への必要な配慮を加えたことになるとは、職域年金加算部分として千分の一・五が加算されることになっておりますが、この加算をもつてしても給付の切り下げは厚生年金よりはるかに大きいものであります。

総理は公務員の規律についてはしばしば毅然たる姿勢を示しますが、むちをもつて行政の能率は向上するものではありません。軍備の拡大や靖国神社への公式参拝など、総理みずから憲法に反する行動をとり、国家機密法によって国民生

活を轉り、そして年金は後退させるといった政策で、行政が、公務員が発展し得るのでありましようか。私は、公務員の能率的運営と今回の改正がどの様に連関するのか、みずからの部下である行政職員及び遺族の福祉の増進をどのように図られようとしておられるのか、總理の所信をお伺いしたいのであります。

また、大蔵大臣、自治大臣からは、今回の改正案に共済組合の健全な運営と発達に対する必要な配慮がどのような形で具体的になされているのか、おのおのの共済制度のもとで答ええたいだきたいと存じます。

第三に、今回の改正の根幹でもある基礎年金についてお伺いします。

国民共済の基礎年金制度の導入において、その財源が国民の掛金によって賄われるという考え方は、社会保障の観点からすれば極めて貧困な状態であると言えます。社会保障の確立のもとでの公的年金制度の安定を求めるなら、その財源は全額国民負担とすべきであり、我が党が主張するところ、大企業に対する所得型付加価値税の導入をもって国民の負担から社会的負担に転換を図るべきと考えますが、政府は国民の掛金制度によってどのように公的年金制度の安定を図られるのか、我が党主張の賦課方式に将来転換される考えをお持ちであるのか、見解をお伺いしておきたいと思ひます。

また、基礎年金につきましては三分の一の国庫負担が導入されるとされておりますが、国の四現業並びに地方公営企業職員の基礎年金については国庫負担が行われず、企業会計負担とされております。この点については、衆議院地方行政委員会におきまして公的負担のあり方を検討することとする附帯決議も行われておりますが、企業会計負担というものは料金等にはね返るといふことであり、これは政府がしばしば主張する公的負担ではなく二重の国民負担であります。そして、この年金負担によって現在においても経営が圧迫され

ており、公営企業においては料金値上げはもとより、病院や交通事業の経営の根幹にかかわる事態となつております。大蔵省、自治省は公営企業の経営の安定を指示しますが、その不安定要因をつくつておられるのは政府であります。

私は、国の四現業及び地方公営企業においても国民共済の基礎年金については明確に国庫負担とすることは当然であり、仮に政府内において検討期間を要するものであれば、当面、公的負担部分に見合った額を一般会計から企業会計へ繰り入れる等の措置を講ずるくらいは最低の政府の責任であると考えますけれども、大蔵大臣並びに自治大臣の所見を伺いたいと思ひます。

最後に、私は、本改正案における二つの具体的な問題点について触れたいと思ひます。

第一は、消防職員の問題であります。六十歳定年制を前提にして、特定消防職員の五十五歳年金特別支給が廃止されようとしておりますが、社会一般における定年年齢まで勤務を全うできない現実をどう考えるのでしょうか。消防活動に命をかけて働く消防職員の労働は極めて過酷なものであり、五十五歳はもとより、五十歳でも非常に命の危険性は高いものであります。消防庁長官は、定年まで勤務できる労働環境の整備を行うと衆議院で約束されたと同つておりますが、具体的にどのようにして労働環境の抜本的改善を行うのか、明確に政府の施策を示していただきたいと思ひます。

第二に、年金の算定基礎の問題であります。国家公務員は標準報酬方式をとるとされておりますが、これは地方公務員の本俸に補正率を乗ずる方式と比べ多くの矛盾を含んでおります。国共済組合員全体はもとより、野党四党一致して国共済においても本俸に補正率を乗ずる方式に改めるよう要求しておりますが、この場においてはこの問題に対する答弁は求めません。衆議院において、政府がこの組合員、野党の声に耳を傾けることを期待し、私の質問を終わりたいと思ひます。

す。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 佐藤議員にお答えいたします。

まず、給付の切り下げによる勤労意欲の減退あるいはスライド制の停止の問題でございます。

今回の改正は、高齢化社会の到来に備えまして、公的年金制度の一元化を展望しつつ、給付と負担の均衡を図り、公平で安定した年金制度を確立しようとする第一巻のものでございます。このため、年金の給付水準を適正化するとともに、将来における組合員の負担の軽減を図り、長期的に安定した制度の確立を図ろうとするものでございます。

今回の改正案では、退職時の俸給が高い人たちのいわゆる一般方式による年金額につきまして、厚生年金に類似したいわゆる通年方式による年金額に裁定がえをいたしております。その場合、現に支給を受けている額は保障することとしておりますが、通年方式により算定した額を上回っている同スライドは停止するということとしておるのであります。これは、公的年金一元化の観点を踏まえつつ、同時に退職者と現役公務員との給付水準のバランス、給付と負担のバランスを図るためにやむを得ず行つたものでございます。

次に、給付の引き下げと貯蓄の問題でございます。今回の年金制度の改正に当たりましては、本格的な高齢化社会、長寿社会を控へまして、長期的に安定した公平な年金制度を確立するために、給付と負担の適正化を図つたところでございます。先般の「内需拡大に関する対策」において、個人消費の喚起を図るための諸方を講じているところでございますが、我が国の貯蓄水準は、国民性など、さまざまな要因に基づくものとも考えられまして、給付の適正化が貯蓄にどのような影響を与えるかは一概には申し上げることはできないと思つております。

次に、公務員の能率的運営と福祉の問題でございますが、改正案の給付内容は、公的年金相互の均衡と整合性を図るため、厚生年金の水準と同水準のものとして設計するほか、公務員制度等の一環としての側面をも配慮して、職域年金相当部分として厚生年金相当部分の約二割程度、基礎年金を含めた全体年金額の八割程度の給付を行うこととしておるものであります。今回の改正は、公的年金の一元化を展望しつつ年金の給付水準を適正化することによって、将来の負担の増加を抑制し、制度の安定化を図ることとするとともに、公務員の能率的運営に資するという観点からも配慮したものであります。国共済法等の目的規定の趣旨にも合致しておるものと思ひます。

なお、国鉄につきましては、六十五年以降におきまして、速やかに総合的に検討を加へまして、支払い維持ができるように適切に処理する考えでございます。

残余の答弁は関係閣僚からいたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕
○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問の第一は、總理からお答えがございましたが、改正後の共済年金の給付内容は、公的年金相互の均衡と整合性を図るため、厚生年金の水準と同水準のものとして設計をいたします。ほか、公務員制度等の一環としての側面をも配慮して、職域年金相当部分として厚生年金相当部分の二割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の八割程度の給付を行う、というふうになるわけであります。

今回の改正案は、このような公的年金の一元化を展望しつつ年金の給付水準を適正化することによって、将来の負担の増加を抑制し、制度の安定化を図ることとともに、公務等の能率的運営に資するという観点にも配慮したものでございまして、国共済法の第一条の目的規定の趣旨にも合致しておるというふうに考えております。次は、四現業の公的負担についての問題でございます。

一般に、社会保険制度における保険料は、事業主と被用者として分担するのが原則であります。社会保険制度を推進する立場から、国等のいわゆる公経済の主体が一定割合の公的負担を行うのがこれまで通例となつていて、このように考えています。このような考え方から、国の特別会計においても、四現業を含め、公経済の主体として公的負担を行つていくところであります。

次に、必ずしも、答弁は不要ということではございますが、基本的な考え方だけを申し上げておきたいと思ひます。すなわち、国共済も算定基礎は本俸掛ける補正率とすべきであるという考え方に對する問題でございます。

共済年金制度は、公的年金制度の一環としての性格を有しております。その面から給付内容、給付水準等について他の公的年金制度との整合性を図っていくことが必要であります。今回の改正案におきましては、年金額計算上の基礎俸給のとり方について標準報酬を採用することとしておりますが、これは、公的年金の大宗をなします厚生年金と年金額の算定方式及び年金額の給付水準が相互に均衡のとれたものという考え方から設計することにしたわけでございます。(拍手)

(國務大臣(古屋亨君登壇、拍手))

○國務大臣(古屋亨君) 私に對する御質問の第一については、共済組合の健全な運営と発達を図るためには、共済年金財政の長期的展望に立つた安定化ということが不可欠であると考えております。今回の改革案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に對して、地方公務員の共済年金制度についても、基礎年金の導入を図りますとともに将来の給付水準の適正化を図る等の措置を講ずることによりまして、公的年金制度全体を通じて長期的安定と整合性ある発展を図ろうとするものであります。

一方におきまして、公務員の共済年金制度は、公務員制度の一環として位置づけられておることにかんがみまして、公務の能率的運営に資すると

いう目的を果たすことができるようにすることも重要であります。このため、今回の改革においては、職域年金相当部分を設け、また、公務上の障害、遺族給付について、現行制度と同様、年金水準において格別の配慮をするともに、その費用の全額を地方公共団体等が負担することとしております。以上のほかにも、共済組合の健全な運営が図られますよう、地方公共団体等の人的、物的援助が受けられるよう引き続き配慮しておるところでございます。

御質問の第二の地方公営企業の公的負担についてお答えいたします。

今回の制度改正によりまして、地方公務員にも基礎年金が導入されることとなっておりますが、現行制度におきましても、地方団体の負担には雇用者としての負担部分と公経済の主体としての負担部分があるとされております。公経済の部分につきましては、厚生年金の場合は国庫が負担いたしますが、地方公務員については、共済制度発足時に、国と同様、公経済の主体である地方団体が負担することとしており、今回の制度改正に当たりまして、引き続き地方団体の負担とされておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、公営企業につきましては、企業会計で負担すべきか、普通会計で負担すべきかという問題がありますが、これにつきましては、国の企業関係職員における取り扱いを踏まえつつ検討してまいりたいと存じます。

第三に、消防職員の労働環境の抜本的改善についてでございますが、消防機関は国民の生命財産を守るため二十四時間体制による活動が必要であり、このため、消防職員の勤務環境の整備は極めて重要な問題であると考えております。各消防機関におきましては、職員の勤務環境の改善についてはこれまでかなりの努力が払われてきておるところであります。自治省消防庁といたしましても、今後、消防職員の勤務環境の整備や安全衛

生の確保等に一層努めるよう指導してまいる所存であります。

また、消防職員が六十歳まで安心して勤務し得るよう、職員の体力錬成、適切な人事交流等につきましまして、全国の消防長の組織であります全国消防長会とともに研究を進め、適切な指導に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣増岡博之君登壇、拍手)

○國務大臣(増岡博之君) お答え申し上げます。まず、今後の社会保険体系についてであります。共済年金制度につきましては、今回の改正により、国民共済の基礎年金を導入するとともに、給付と負担の適正化を図り、公平で長期的に安定した制度の基盤づくりができるものと考えています。今後引き続き給付と負担の両面において制度間調整を進めるなどにより年金制度の一元化を完了させ、来るべき高齢化社会においても揺るぎない制度を確立したいと考えております。

次に、年金財源を税で賄うべきであるという御提案につきましては、我が国の公的年金制度が、これまで社会保険方式で運営されてきており、我が国社会に定着していること、さらに新たに巨額の税負担を課することについて国民的な合意が得られるかといった問題があることから、引き続き社会保険方式を維持することが妥当であると考えております。

なお、段階的にでも国庫負担をふやしてはどうかという点につきましては、今日の極めて厳しい財政状況のもとでは、これ以上国庫負担をふやすことは困難と言わざるを得ません。

以上でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 中野鉄造君。

(中野鉄造君登壇、拍手)

○中野鉄造君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案並びに地方公務

員等共済組合法等の一部を改正する法律案について、総理及び関係大臣に對して質問をいたします。

まず、具体的な質問に入る前に、昭和六十一年度の予算編成を目前に控へ、中曾根内閣の社会保険予算に対する取り組みの姿勢を伺います。

ここ数年の社会保険予算は、長期的展望のよい、いわばその場しのぎの予算編成を行つてまいりました。にもかかわらず、来年度は、社会保険面で本年度限りの約束を無視した高率補助の削減強化、あるいは老人医療費についての患者負担の増大や、現役で働いている人に負担を転嫁することによって厚生年金国庫負担削減を図る等、一兆一千億円に及ぶ財源捻出策が示されております。このように毎年毎年社会保険費を削減し、国民の負担を増大させる一方で、防衛関係費には大幅な支出増を図つていくとする政策は断じて容認しがたいものであります。今後ますます高齢化社会が進み、その費用の自然増は当然のことだけに、この際、来年度社会保険予算についてどのような姿勢で臨まれるのか、明確にしたいと思ひます。

さて、政府は国民に對し、全国民各制度共通の基礎年金を創設し、四十年加入月額五万円の年金を保障すると説明しております。しかし、それはすべての加入者に保障されているというものではございません。国民年金については、五十九年度の月額一人六千二百二十円の保険料で保険料免除者が既に三百九十九万人と、強制加入者の一七・四％に及ぶのが実態であります。将来、これが五十九年度価格で一万三千元に倍増した場合を推測すれば、保険料を掛け得ない免除者数の増大は必至であります。これでは、制度はできても年金は支給できないといった階層が統出し、本当に年金が必要なこれらの人たちが切り捨てられてしまう結果になります。

また、他面、現行の所得税制上、保険料が所得控除の対象となることから、所得の額によって社

会保険料負担に実質的に反比例的な差を生じさせており、この点から見ても定額保険料の不合理は明白であります。我が党は、かねてより、この保険料の負担については、所得比例の能力に応じた負担の考え方を導入すべきことを主張してまいりましたが、かかる矛盾と現実とが、早急に検討すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

次に、現在、共済年金制度における最大の課題は、破綻に瀕する国鉄共済年金制度をどのように救済していくかにあると言つても過言ではありません。現在、国家公務員等他の共済組合から援助を受けるなどして作成されている共済の財政調整計画は、国鉄職員数を三十二万人ベースとしたものであり、国鉄監理委員会の意見による六十二年度民営化スタート時点の二十一万五千人、あるいは国鉄自身の示している十九万五千人体制とは大きな隔たりがあります。したがって、六十四年度までの財政収支についても、今日では全くつじつまの合わないものとなっておりますが、この際、納得のいく明確な計画をお示しいただきたい。

なお、先月末、衆議院審議の段階で、この五カ年計画に対し示された政府の統一見解では、六十五年以降については全く不透明であります。いやしくも、五カ年計画のスタート時点で既にこのような混乱した対応では、現在の受給者並びに他制度加入者の将来に対する不安は募る一方であり、この問題に対し、六十五年以降以降、国の責任をどのように果たしていくか、お考えであるのか、再度明確な答弁をお願いします。

次に、今回の共済年金改革において、給付額を算定する基準は、組合員であった期間の平均標準報酬月額を基礎として採用することになっておりますが、現実には個別の過去の標準報酬の再評価は容易ではありません。しかも、純粋な職域年金部分にまでもこれを算定基礎としており、これではまさに職域年金、ひいては退職年金としての独自性を全く軽視したものと云えます。さらにまた、

同じ共済制度間でも統一がとれておらず、例えば、地方公務員については本俸の一定割合を加算することとしております。したがって、この際、共済関係に標準報酬といった考え方を採用する理由、それにいま一つ、職域年金部分を労使折半の負担とし、二〇％とした理由について被保険者にとり説明されるのか、伺います。

次に、各制度間の財政調整に関連してお尋ねします。基礎年金の財源は、三分の一は国庫負担、三分の二は各制度から加入者及び被扶養配偶者の数に応じた拠出金で賄われることになっております。したがって、加入者数に対し受給者数の多い国民年金制度はこの財政調整による恩恵を受けるわけであり、一方の被用者保険加入者に対し、この点をどのように説明しようとするのか、明確にしたいと思ひます。

次に、婦人の年金権について触れたいと思ひます。政府は、今回の一連の改革により、婦人の年金権が確立されると説明しております。しかし、これでは果たして婦人の年金権の確立と言えるのかどうか甚だ疑問が残ります。さらに、関連した問題として、例えば、働く婦人が育児や老人介護のため退職を余儀なくされた途端に被保険者の資格を失ひ、こうした中断期間中は国民年金のみの加入者となります。この点については、諸外国にその例を見ないように、被保険者期間に一定の中断期間の年数を加算するなど特別の配慮を行うのが妥当であると思ひます。すなわち、これら婦人の年金権の真の確立、そして母性保護の精神を年金制度の上でどのように具現しようとするのか、答弁をお願いします。

最後に、今後の高齢化社会で年金財源をどこに、どう求めるべきかといった観点から質問します。それは、今後二十一世紀に向かって年金の財源を従来の社会保険方式のみで負担していくことに

大きな問題が生じてくることが予想されるからであります。すなわち、生産管理システムの近代化等により雇用を極度に減少させる企業は今後ますます増加が見込まれます。こうした新たな経済社会の変化に伴う年金財源の確保についてどのような対応をなされるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

以上、私は、国民が老後において、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を真に営むことができるような年金制度の確立を強く切望し、質問を終わります。(拍手)

【国務大臣(中曾根康弘) 中野議員にお答えいたします。】

まず、社会保障予算に対する取り組み方でございます。

昭和六十一年度の予算編成につきましては、厳しい財政事情のもとで行政改革の一層の推進を図るため、歳出内容の徹底した合理化、効率化を進める一方、人口高齢化の進展等社会経済情勢の変化に対応して国民生活の水準を確保するため適切に対処してまいりたいと考えております。基本的には、やはり臨調路線ということで行革を推進していくということでございますが、国民生活やあるいは円・ドル関係、特に円が強くなってきたりするという景気の動向等も踏まえまして、適切に処理してまいりたいと考えております。

国鉄共済年金の問題でございますが、国鉄共済年金については、財政調整五カ年計画の終わる昭和六十四年度までは、政府として、国鉄の経営形態等の動向を踏まえつつ、国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払に支障のないようにする考えでございます。以上について、昭和六十一年度中に結論を得、その後できるだけ速やかに具体的立法措置に入る考え方であります。六十五年以降以降につきましては、その後速やかに対策を講じて、支払の維持ができるように措置する考えであります。

婦人の年金権の問題でございますが、今回の改正におきましては、全国民に共通する基礎年金を導入することにより、子供を有する家庭の主婦を含め、すべての婦人に独自の年金を保障するほか、子のある寡婦に対する遺族年金を充実するなど、子供を有する婦人の年金保障にも十分配慮をいたしました。これにより婦人の年金保障は大きく前進したものと考えております。

次に、年金財源の問題でございますが、今回の年金改革においては、本格的な高齢化社会に向けて、公平で安定した年金制度を確立するため基礎年金を導入するとともに、給付と負担の適正化を図り、その財源確保上問題の生じないよう努力しているところでございます。

企業の近代化に対応した新しい年金財源のあり方に関する御指摘がございましたが、法人税に加え、年金給付と結びつかない新たな企業負担を課すといった方策については、国民の合意が果たして得られるかどうか、また合理的な理由があるのかどうか疑問に思ひまして、将来に対する検討課題として承っております。

残余の答弁は閣下大臣からいたします。(拍手)

【国務大臣(竹下登) 中野さんにお答えいたします。】

まず最初は、社会保障予算に対する六十一年度予算の取り組み姿勢、こういうことでございませう。我が国財政を取り巻く環境には極めて厳しいものがございまして、高齢化社会の進展、それから国際社会における責任の増大等に対応するために、今後とも財政の改革を強力に推進し、まずはその対応力の回復を図っていく必要があると考えております。各年度の予算編成に当たりましては、歳入の確保に最大限の努力を払いますとともに、あらゆる経費について徹底した合理化、効率化を図って、限られた財源の中で質的な充実と配慮を怠らないことにならざるを得ないと思ひます。

昭和六十年十二月四日 参議院會議録第六号 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

社会保障関係予算につきまして申しますならば、来るべき高齢化社会においても各制度が長期的に安定的かつ有効に機能するように、これまで医療保険制度や年金制度の抜本的改革等に取り組んできたところでございますが、今後とも、各制度について根本にさかのぼって見直しを行い、給付の重点化、負担の適正化、これを図りますとともに、社会的にまた経済的に弱い立場にある方々に對して重点的かつ効率的に福祉政策を推進していくこと等を基本として、予算編成に對処してまいりたいというふうに考えておるところであります。

それから次は、社会保険料は、その社会保険の加入者の自己責任と相互連帯の考え方を基盤として家計が負担し、かつ強制的に徴収されるものであるといった事情等を考慮して、課税所得の計算上その支払った金額を控除することとされているものであります。このような社会保険料の性格から見て、これを所得税の課税上、所得から控除する現行制度は簡明にして合理的なものではないか、このように考えております。

それから国鉄共済組合財政調整問題につきましては、総理から統一見解に基づいて正確なお答えがあったところでございます。いずれにいたしましても、私どももいたしまして、支払いに支障のないようにするという点につきましては、昭和六十一年度中に結論を得て、そして具体的立法措置に入る。そしてさらに六十五年以降の問題につきましても、支払いの維持ができるような措置をするということをご正確に申し上げておるところであります。

それから、いわゆる平均標準報酬制を導入した問題でございますが、共済年金制度は公的年金制度の一環としての性格を有しております。その面から給付内容、給付水準等につきまして他の公的年金制度との整合性を図っていくことが必要でございます。今回の改正案におきましても、年金額

計算上の基礎俸給のとり方について標準報酬制を採用することといたしておりますが、これは公的年金の大宗をなします厚生年金と年金額の算定方式及び年金額の給付水準が相互に均衡のとれたものとなるよう設計することとしたためでございます。

また、職域年金部分につきましても、平均標準報酬を年金算定の基礎に用いることとしたのは、厚生年金部分と職域年金部分とは一体の共済年金として支給されるものでありますので、年金算定の基礎俸給につきましても同一のものを採用するが適当であるという考え方によるものでございます。

それから次は、職域年金部分の給付水準の考え方についてでございます。

今回の改正案では、共済年金の中に職域年金相当部分として千分の一・五の年金設計を行っております。この千分の一・五につきましては、厚生年金相当部分の二割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の八割強となるわけでありまして、職域年金の給付水準につきましては、公務員制度等の一環としての側面、それから民間における企業年金の普及状況、さらに年金受給者と費用負担者との生活水準のバランス、費用を負担する現職者の負担の限度、これらを総合的に考慮しまして設計したものでございます。

それから職域年金部分の負担割合の問題でございますが、年金に要します費用の労使折半につきましては、社会保険全般を通じて原則でございます。特に共済の場合には、使用者負担と申しましても、それは一般納税者の負担で賄われておるものであります。これをふやすというところは国民に負担を転嫁するという問題がございますので、現行の労使折半負担が妥当であるというふうに考えております。

それから基礎年金制度導入の考え方についてでございます。公的年金制度は、我が国社会が高齢化のピーク

を迎えます二十一世紀においても制度が十分にその機能を発揮できるよう長期的に安定し、公平なものとする必要がございます。今回の改正におきましては、こうした見地から、国民に共通な基礎年金を導入し、制度間格差の是正と制度基盤の安定化を図りますとともに、国民一人一人の年金を確立し、婦人の年金権を確立しようとするものであります。国民年金と厚生年金、共済年金等の被用者年金との財政調整を目的としたものではございません。

それから最後に、年金財源の問題についての御意見を交えた御質問でございます。

これまで公的年金制度は、本人と事業主の拠出方式で運営されておりました。これは長い歴史の中で定着しておるといふふうに考えられます。したがって、社会保険方式でない新たな負担方式によるということを考えてみますと、新たに巨額の負担を課すことについて一国民の合意が得られるのか、あるいは保険料を拠出した者と拠出しないうとの公平が図れるか、そういう問題もございまして、したがって、今回の改正においても社会保険方式を引き続き維持するということにはたわけてございます。この問題につきましては、御意見の趣旨は引き続き幅広い角度から検討を行うべき課題だという問題意識は私どもも有しております。(拍手)

〔国務大臣増岡博之君登壇、拍手〕

○国務大臣(増岡博之君) お答え申し上げます。まず、昭和六十一年度の社会保障予算に対する取り組みにつきましては、引き続き既存の制度、施策の改革を進め、合理化、効率化を図る一方、厳しい財政事情のもとではあります。今後とも国民生活を守る社会保障制度が有効に機能するよう、どうしても必要な予算についてはその所要額を確保するため万全を期してまいりたいと考えております。

次に、国民年金に所得比例保険料を導入しては

どうかとの御提案につきましては、さきの国会での国民年金改正法の審議に際しましては種々御議論をいただいたところであります。この問題については、所得の把握等をどうするか、種々難しい点もありますが、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

次に、育児休業期間を被用者年金の期間に算入することにつきましては、賃金の支払いといった実質上の使用関係のない場合にまで被用者年金の適用を広げることにもつながり、困難であると考へております。いずれにしましても、この問題については育児休業制度の今後のあり方等との関連もあり、なお慎重な検討が必要であると考へております。

最後に、合理化が進んだ企業に年金財源として新たな負担を課すといった考え方についてであります。年金制度は人に対する給付を行うものであります。人を使わない企業の保険料負担が人を多く使う企業に比べて相対的に小さくなるのが自然であることを考えれば、この考え方が合理的と言えるかどうか疑問のあるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表いたしまして、共済年金二法案について総理並びに大蔵大臣に質問いたします。

総理、あなたの言う戦後政治の総決算と随調行革なるものが、軍拡のために社会保障を初めとする果てしない国民生活犠牲にはならないことがいよいよ明白となっております。政府はさきに、国民年金と厚生年金について、給付額は三割以上引き下げ、保険料は二倍以上引き上げるといふ改悪を強行いたしました。老後の生活の安定を求める国民の願いに逆行する年金の水準引き下げを行っております。今度は、これに合わせて官民格差

解消を口実に共済年金の水準を大幅に下げようというのであります。これはまことに勝手な主張であつて、我が党はこのような年金制度改悪の総仕上げを容認することは断じてできません。官民格差をなくすというなら、国民年金と厚生年金の改悪をもとに戻して、国民の期待にこたへる年金制度を確立すべきではありませんか。国民・厚生年金とあわせ、国民の老後の生活保障の確立のために抜本的見直しを求めるものであります。総理いかがですか。

総理は、衆議院本会議における我が党の正藤議員の質問に対し、共産党の言うのとおりやたら増税か年金制度の崩壊しかないと答弁しました。しかし、これはみづからの不当な政治姿勢に対する無反省のみならず、国民に対する挑戦と言わなければなりません。なぜなら、高齢化社会への対応というのは口実で、本法案の真のねらいは、今日の破綻した国家財政のもとでも軍拡と大企業率仕の政治を続けていくために、社会保障に対する国の責務を放棄して、将来に向かって国庫負担を大幅に削減しようとする点にあることは明白だからであります。今必要なことは、政治の基本姿勢を改めることなのであります。中曽根内閣の軍拡、大企業率仕の政策を国民生活第一に切りかえるならば、我が党の主張する年金制度の確立は、我が国の経済力により国民負担の増税なしに実現することが可能なのであります。

以下、法案の内容に即して質問いたします。

第一は、給付水準の大幅切り下げと掛金の引き上げについてであります。

例えば、法施行時二十歳の地方公務員が勤続三十五年で退職した場合、現行制度のもとでは十九万三千円の年金が支給されますが、今回の改悪によつて、妻の基礎年金分を含めて十六万七千円、共働きの場合、妻の基礎年金分が差し引かれますので十一万七千円となりまして、何と約四〇％のダウンとなるのであります。現在ですら年金給付は不十分であり、現受給者からさまざまな要求が

出されているのに、このようなひどい水準に引き下げて、それで国民に対して安定した老後の生活の保障という政府の責任が果たせるといふのであります。総理の明確な答弁を求めるものであります。

一方、この間、掛金は連続的に引き上げられ、二十年後には一・八倍、三十五年後には二・五倍にも達します。そのため、実際に受け取る年金額は掛金とその利子の総額よりも少なくなり、我々の試算によりますと、無職の妻を持つ国家公務員の場合、七十五歳で死亡したときの掛け損の金額は二千二百三十四万円。掛け損とならないためには八十七歳まで生きなければなりません。これについて政府は世代間扶養の問題だと答弁していますが、これほどひどい国民に対する収奪を給付と負担の適正化などと言ふものでありましようか。総理の認識を伺ふものであります。

第二に、年金の支給開始年齢を六十歳から六十五歳に引き上げる問題についてであります。

政府は、これは高齢化社会の到来を展望すると避けて通れないことだと言ふのでありますが、本来、雇用保障と一体であるべき支給開始年齢について、これだけを先に引き上げるとは全く筋が通らないのであります。政府は経過措置があるため生活に支障はないと言いますが、それはあくまでも自分の間のことにすぎません。定年六十歳の公務員に対し、退職後六十五歳までのように生活せよというのであります。衆議院の審議でもその点について政府は明確にしておりませんが、改めて雇用保障など具体的な対応策を明示することを求めるものであります。

第三に、年金額が削減されるのは新規裁定制者だけではない点についてであります。

現在、一般方式の適用を受けている受給者はすべて通年方式に裁定がえられ、その低い水準に達するまで物価スライドが停止されます。政府は、従前の金額は保障するから既得権侵害ではないと弁解していますが、実質上の切り下げであること

は何人も否定できないのであります。例えば、こしと六十歳で退職した人が八十歳まで受給するとしてモデル計算した結果は、その受取総額が現行よりも約一千万円も少なくなるのであります。全体の半数の受給者がこの影響をもたに受けるのであります。これは契約違反とも言ふべきものであり、多年にわたる苦勞して掛金を掛け続けてきた退職公務員の生活設計を破壊する重大な期待権の侵害になるのではありませんか。

第四に、国鉄共済問題についてであります。その破綻は、敗戦時、旧満鉄職員を大量に吸収することなどに加えて、さらに今後分割・民営化により労働者の大量首切りをしようとする国の政策によつて、いよいよ決定的な方向として行われているのであります。この国の責任を顧みず、政府は統一見解で、「国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加える」としてあります。

そこで総理に質問しますが、国の負担以外の諸般の検討とはどういうことと考へておられるのか。政府は、衆議院で、国鉄職員やOBに対する一層の負担増を求めると答弁していますが、それは、既に職域年金の加算制度の適用除外や、他の年金よりも高率の保険料など大変な犠牲を強いている上、さらに耐えがたい過酷な負担を国鉄の労働者に押しつけることになるではありませんか。国の責任で解決すべきことは当然でありま

す。総理、いかがですか。

最後に、国民負担率の上限の問題について質問いたします。

政府税調では、国民負担率について五〇％を割る程度という議論がなされています。これは現在の三六％をはるかに上回ることはもちろん、臨調答申で示された国民所得に対する比率をもちに上回るものであります。国民生活への影響は重大であります。本法案を含む年金改悪によつて、保険料負担が大幅に高まることとあわせて、さらに昨日の政府税調の方針でも明らかにしたよう

に、大型間接税導入などの増税が前提となつていふと考へざるを得ないのであります。政府は国民負担率のどの程度のものであるべきかと考へているのか、この際、総理の明確な答弁を求めるものであります。

共済年金制度の大改悪を許さず、老後の生活を保障する最低保障年金制度の確立のために、我が党は、全体として給付水準を底上げする一方、保険料負担の労使折半方式を改め、計画的に三対七方式にするなど、抜本的改革をなすべきことを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 近藤議員にお答えをいたします。

まず、年金改悪は見直せという御議論でございますが、見直すつもりはございません。今回の改正は、本格的な長寿社会の到来に備へまして、公平で長期的な安定した年金制度を確立するために不可欠の改革であると考えております。

次に、地方公務員の年金水準と老後の生活保障の問題でございますが、今回の地方公務員の共済年金制度の改革は、地方公務員の共済年金制度について基礎年金の導入、給付水準の適正化等を図り、公的年金制度全体を通じて長期的安定と整合性ある発展を図るためにぜひ必要であると考えて行ふものであります。

給付と負担の適正化の問題でございますが、今回の改正は、長寿社会の到来に備へ、公的年金制度の改革の一環として、給付と負担の均衡を図り、公平で安定した年金制度を確立することが目的であることは申し上げたとおりです。

公的年金制度は世代間の相互扶助に基づく社会保険でありまして、私的年金とは性格が異なります。仮に支払い保険料総額が受取年金額を上回るような場合にも、その上回る部分は保険集団の中で現役世代から高齢世代へ移転されるということになるものと考えております。したがって、これを収奪という観点でとらえるのは不適当であると

考えます。

定年退職後の生活の問題ですが、退職共済年金の支給開始年齢については、国民年金、厚生年金の改正に合わせて本則上六十五歳。しかしながら、厚生年金と同様に退職共済年金については、六十歳から支給される特別支給等の措置が講ぜられております。六十歳定年制との関係では特段の支障はないものと考えております。また、再就職を希望する退職者につきましては、その方の状況に応じて早期再就職の促進に努めていく所存であります。

国鉄共済の問題でございますが、これも先ほどお答えしたとおりでございます。

国鉄の自助努力とは何であるかと言え、やはり合理化、効率化、財産処分、そういうようなことを意味するものと考えております。いずれにいたしましても、六十四年度、六十五年度以降については、先ほどお答えしたとおりでありまして、心配はかけないよう処理したいと思っております。

国民の負担率の問題でございますが、税及び社会保険負担の水準は、それぞれいづれも国民が必要とする公共支出の水準の問題と裏腹をなしております。この点については、既に「一九八〇年代経済社会の展望と指針」あるいは臨調最終答申の趣旨を踏まえまして、先般の「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」におきましても、「今後、高齢化社会の進展等により、現状よりは上昇することとなるざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努める」、このように前から申し上げているとおりでございます。

残金の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

○国務大臣(竹下登君) 総理からそれぞれお答えがございまして、私に對するお尋ねはいわゆる期待権の問題であらうと思ひます。

今回の改正案では、退職時の俸給が高い人たちが

のいわゆる一般方式による年金額について、厚生年金に類似したいわゆる通年方式による年金額に裁定がえすることとしておりますが、これは、公的年金一元化の観点から踏まえつつ、同時に退職者と現役公務員との給付水準のバランス、給付と負担のバランスを図るため必要なことであると考へております。

なお、通年方式によりまして裁定がえした年金額が現に支給を受けております額を下回る場合はその額を保障する、こういうことにいたしておるわけでありまして。(拍手)

○議長(木村睦男君) 井上計君。

「井上計君登壇 拍手」

○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました国公共法並びに地方公共法の一部を改正する法律案について、総理並びに大蔵大臣に質問を行います。

人間のすべてが幸せを求めて生きていくことは、今さら言うまでもありません。しかれば、幸せとは何ぞやと問われたとき、今の現在の幸せとなると、人それぞれによつて異なるであらうでしょう。しかし、老後の幸せとはと尋ねられれば、だれしもが、長生きをしていてよかつたと思へる人生を送りたいと答えることであらうでしょう。

我が党が、昭和三十五年結党の際、高らかに掲げた「福祉国家建設」の大スローガンは、今日では政治の基本として当然のこととなりました。これは当時比べて福祉政策が大きく前進したあらわれであり、まことに喜ばしいことであります。しかし、二十五年前と現在では、社会環境、経済環境が著しく変化し、物質的な生活はまことに豊かになりました。しかし、そのために国民の間から、より高度の、より密度の濃い福祉社会の実現が求められてきたことはこれまた当然であります。

特に、二十五年前には、総人口に占める六十五歳以上の高齢者の比率はわずかに五・七％であり

ましたが、以来、年を追うごとに上昇し、ついに本年は一〇・三％という高率に達しております。

千二百四十万人という多数の高齢人口になっておるわけでありまして。人生八十年時代が現実のものとなったのであります。したがって、この増加率は今後ますます高率となり、十五年後には、すなわち二十一世紀に入るときは約一六％、さらに三十年後には二〇％を超えることが確実と予想されております。文字どおり長寿社会が実現したと、まことに喜ばしいことではあります。同時に、第二の人生である老後社会が長期化することによって、さらに多くの不安が国民の間に増幅していることもこれまた事実であります。

老後の人生を幸せにするためには、第一に健康、第二に平和な家庭、第三には経済的な安定、第四には生きがいを感じる気力と、この四つの条件が必要と私は考えております。ところが、この条件を満たすことは容易ではありません。このためには、もちろん各人の若いときからの努力が必要ではあります。その努力を助成し、さらに助長するための政治の責任と行政の持つ役割がますます一層重大なるのであります。それらの点を改めて考えるとき、今回の改正の内容はまだまだ十分ではありません。

七十年度の年金制度一元化への目的達成への道は甚だ遠いと言わなくてはなりません。逆に、政府の今回の改正のねらいは、財政難の緩和のため、私的サービスの利用や民間活力導入によって将来への布石としようとしているのではないかと、いわば逃げの姿勢があるやに思えてならないのであります。この際、政府は、高齢化社会に対応する新たな高度福祉社会実現のためにどのようなビジョンを持ち、どのような責任を感じているのか、国民が十分理解し、納得して安心できるよう明確にすべきであらうと考えます。あわせて、七十年度を目途とした一元化へのスケジュールについても具体的なものを発表すべきだと考えます。総理の御見解はいかがでありますか、お伺いをいたします。

次に、従来、我が国の年金制度には甚だしい官民格差が存在して、国民の多くから不満と非難が集中をしておりました。これが今回の改正によりかなりの是正がなされることについては、遅きに失したとはいえず、一応の評価はいたします。

しかしながら、今回の改正によつても、依然として積立金の自主運用の問題を初め、幾つかの官民格差が存続することが明らかであります。その一つは、年金所得以外の高額所得者に対する減額支給、すなわち部分停止の事は、将来とも厚生年金受給者のそれと比べるとまだまだ格差が生じるのであります。

私は、去る五十三年三月、本院の予算委員会において、今井一男国家公務員共済組合審議会会長が昭和五十八年八月、年金法改正についての意見書で主張されている「それらの受給者に対しては、全額停止もしくは大幅削減」をすべきであるとの提言を速やかに実施することを政府に強く申し入れをいたしました。その後、予算委員会及び内閣委員会等におきまして、前後七回の提言を繰り返してまいりました。

特にその中で力点を置いたのは、退職後、公社あるいは公団及び政府に準ずる等のところから給与を受けている人たちに對しては、その在職中は年金、恩給等の支給は全額を停止すべきであると主張をいたしてきたのであります。もちろん、この対象者の中には、国会議員及び地方議員等の公職者も含まれておるのであります。私のこの提言に對し、当時の大蔵大臣あるいは官房長官から前向きな答弁がございました。特に五十五年三月の予算委員会においては、当時の大平総理からも、十分検討に値するとの答弁をいただいておりますが、そのために多分に今期待をいたしておりましたけれども、今回の改正案には全額停止の点は提案されておられません。いかなる事情によるのか、大蔵大臣の御説明をいただきたいと思ひます。

次に、厚生年金基金に對する特別法人税の問題

について質問をいたします。

今回の改正により、厚生年金基金の積立金への課税対象が大幅に増加し、年金基金の約八〇％に上る八百基金が対象になるものと予想されます。これらの年金基金は、設立以来約二十年、常に懸命に経営努力を続け、給付率の維持に努めてまいりました。ところが、先般の厚生年金法の改正により、去る十月より、男子千分の十八、女子千分の二十の保険料の引き上げが行われ、それがため、従業員三千人という平均的な中小企業事業所にあっては、一月に約十五万円という多額の負担増になっておるのであります。したがって、現行の特別法人税を本法律案改正後も同様の率で実施した場合、これらの厚生年金基金は、現行の給付率を維持するためには、さらに大幅の掛金率の引き上げを必要とするのであります。

改めて申すまでもなく、厚生年金基金の占める役割は今後ますます重大であります。したがって、政府はより一層基金の育成に努めなくてはなりません。そのために、この特別法人税はこの際撤廃することを決定すべきであります。総理並びに大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

最後に、国鉄共済年金救済の問題であります。政府は、国鉄共済年金の財政救済を、現行の共済グループだけでなく、厚生年金保険からも救済措置導入を企図していると伝えられております。私は、現在の国鉄共済年金制度の破綻の原因の中にいささか同情すべき点があることを承知をいたしておりますが、しかしながら、長年にわたって違法ストを繰り返して、その処罰によって解雇された者に対してまでも、わずかに二〇％しか減額せずして支給している事実、また、この救済措置を万が一厚生年金に求めたとき、さらに大幅な保険料の引き上げを行わなくてはなりません。したがって、厚生年金による国鉄共済年金の救済は将来とも国民の到底納得せざるどころでありますから、断固反対であります。大蔵大臣はいかがお考えでありますか、お伺いをいたします。

昭和六十年十二月四日 参議院会議録第六号

以上のほか、本改正後もまだ幾つかの問題点が残ります。したがって、正すべき点は多々ありますが、これは今後の委員会審議の中で明らかにすることを言明して、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】
○国務大臣(中曾根康弘君) 井上議員にお答えをいたします。

まず、福祉社会に向けてのビジョンでございますが、本格的な長寿社会に向けて、社会保障制度について、長期的かつ安定、有効な、そして国民が信頼することのできる制度、システムをつくるのが大事であると考えています。本年七月二十三日、長寿社会対策を総合的に推進するために、長寿社会対策関係閣僚会議というものを設けて今検討させておるところでございます。来年六月を目途に長寿社会対策大綱を策定して、さらに総合的かつ効果的に施策を推進してまいらるる考えであります。

次に、一元化の具体的内容の問題でございますが、公的年金制度の一元化は七十年を目標にやると申し上げておりましたが、さきの国民年金、厚生年金保険の改正及び現在御審議いただいております共済年金法の改正を踏まえて、来年四月以降さらに制度間調整を進めたい、そういう考えに立って進めておるものでございます。しかし、その具体的内容や手順につきましては、今後政府部内におきまして周到に検討してまいりたいと考えております。

次に、厚生年金基金への特別法人税課税問題でございますが、厚生年金基金の積立金に対する課税のあり方につきましては、今後の税制改正の過程で検討がなされるべきものと考えております。残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

○国務大臣(竹下登君) 井上議員に対する御質問の中に、いわゆる退職後、公社、公団及び政府に準ずる等、国会議員、地方議員も含め、そういう

職場から給与を受ける人に対して、在職中、年金、恩給等の全額の支給を停止すべきである、こういうかねてからの御主張についての私の考え方でございます。

今回の共済年金改正案におきましては、退職共済年金等の受給権者が再就職して厚生年金の被保険者等となった場合には、その者の給与所得の高さに応じ、退職共済年金の一部を支給停止することとしておりますが、現行の支給停止措置を強化して、高額所得者につきましては年金額の大部分が支給停止される仕組みとなっておりますので、御指摘の趣旨に沿ってきたものだというふうに御理解をいただきたいと思います。

しかし、公社、公団等の役員あるいは国会議員のみに限って年金の支給を全額停止するということは、共済年金などが社会保険方式をとって保険料を徴収し、一定の条件のもとに年金を支給する仕組みとなっていることとの関係、民間会社等へ再就職した者との均衡、これらの点から見まして法律上の公平性の観点という問題もございましてしたがって、それらに限ってということについては問題が多いというふうに判断をいたしましたわけでありまして。

それから特別法人税の問題でございますが、退職年金積立金に対する課税は、企業の掛金が支出時の損金算入となるのに対して、これを年金として受け取る従業員に対する課税が将来の年金受給時であるということから、この間の課税遅延の利子分という趣旨で行っておる制度でございます。したがって、私どもとしてはこの考え方はやはり維持されるべきものではなからうかと思っております。

国家公務員共済年金制度が改革された場合におきまして厚生年金基金の積立金に対する課税につきましても、退職年金等積立金に対する課税の趣旨を踏まえて適切に対処してまいりたいというふうに考えておるところであります。それから国鉄共済の問題でございます。

これはたびたび統一見解として申し述べておるところでございますが、国鉄の経営形態等の動向を踏まえて国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加えて支払いに支障のないようにするというのが基本的な考え方でございます。ただいま、いわば厚生年金を特定しての御質問でございますが、これらすべてが今後の検討課題ということであらうと理解をいたしております。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本富雄君。

審査報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年十二月三日
大蔵委員長 山本 富雄
参議院議長 木村 睦男

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、在宅の特別障害者対策に資するため、同居の特別障害者に係る特別控除額を引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

二、費用
本法律施行に伴う租税の減収見込額は、昭和六十年度約三十億円である。

租 一〇三

昭和六十年十二月四日 参議院會議録第六号 租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和六十年十二月三日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四第一項中「七万円」を「十四万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第四十一条の十四の規定は、次項に定めるものを除き、昭和六十年分以後の所得税について適用し、昭和五十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新法第四十一条の十四第三項の規定により読み替えられた所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九十条の規定は、昭和六十一年中に支払うべき同条に規定する給与等その最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。ただし、同年中に支払うべき所得税法第二十九条に規定する年金については、当該年金に係る同項の規定により読み替えられた同法第九十条の規定による所得税の納付をすべき日が施行日以後である場合について適用する。

4 施行日前に昭和六十年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第四十一条の十四第一項の規定の適用により異動を生ずることとなつた事項については、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ

る。

〔山本富雄君登壇、拍手〕

○山本富雄君 たいだいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出に係るものでありまして、さきに関係各党派間で合意を見た政策減税等の処理のうち、いわゆる寝たきり老人減税実施のためのものであります。

その内容は、昭和六十年分以後の所得税について、同居の特別障害者に対する特別控除額を七万円引き上げて十四万円にしようとするものであり、この引き上げは、昭和六十一年分の所得税の確定申告から適用するほか、本年の年末調整の際にも適用することとしております。

これにより、同居の特別障害者については、扶養控除額三十三万円、特別障害者控除額三十三万円、同居の特別障害者に対する特別控除額十四万円の合計八十万円の所得控除が認められることとなります。

なお、本法施行に伴う租税の減収額は、昭和六十年年度約三十億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

た。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

中野 鉄造君	大川 清幸君	鶴岡 洋君	太田 淳夫君	藤原 房雄君	井上 計君	三木 忠雄君	飯田 忠雄君	山田 勇君	堀出 啓典君	黒柳 明君	福田日出男君	田代富士男君	高桑 栄松君	田淵 哲也君	秦野 章君	白木義一郎君	伏見 康治君	関 嘉彦君	田中 正巳君	木本平八郎君	下村 泰君	山田耕三郎君	喜屋武眞榮君	石井 道子君	浦田 勝君	岡野 裕君	宮島 澁君	松浦 功君	関口 恵造君	名尾 良孝君	佐々木 満君
刈田 貞子君	桑名 義治君	小西 博行君	服部 信吾君	中村 鋭一君	中野 明君	峯山 昭範君	柳澤 鍊造君	杉山 令泰君	原田 立君	和田 教美君	宮田 輝君	多田 省吾君	中西 珠子君	堀山威一郎君	鈴木 一弘君	高木健太郎君	藤井 恒男君	服部 安司君	中山 千夏君	青木 茂君	守住 有信君	秦 豊君	青島 幸男君	石井 一三君	大浜 方榮君	海江田鶴造君	小島 静馬君	仲川 幸男君	梶原 清君	沢田 一精君	後藤 正夫君

長谷川 信君	堀内 俊夫君	夏目 忠雄君	斎藤栄三郎君	岡田 広君	中村 太郎君	熊谷太三郎君	植木 光教君	古賀雷四郎君	大城 眞順君	川原新次郎君	内藤 健君	吉村 真事君	吉川 博君	倉田 寛之君	志村 哲良君	曾根田郁夫君	藤井 孝男君	岡部 三郎君	板垣 正君	松尾 官平君	真鍋 賢二君	井上 吉夫君	金丸 三郎君	下条進一郎君	伊江 朝雄君	平井 卓志君	山内 一郎君	加藤 武徳君	鈴木 省吾君	増田 盛君	村上 正邦君	柳川 覺治君	水谷 力君	出口 廣光君	藤野 賢二君	松岡清男君	前田 勲男君	井上 裕君	森田 重郎君	林 寛子君
北 修二君	高平 公友君	坂野 重信君	山本 昭子君	上條 勝久君	遠藤 要君	源田 実君	岩動 道行君	土屋 義彦君	江島 淳君	田沢 智治君	藤田 栄君	吉川 芳男君	矢野俊比古君	佐藤栄佐久君	杉元 恒雄君	竹山 裕君	大河原太一郎君	大木 浩君	井上 孝君	降矢 敬義君	岩崎 純三君	遠藤 政夫君	亀長 友義君	斎藤 十朗君	安孫子藤吉君	藤田 正明君	西村 尚治君	長田 裕二君	世耕 政隆君	森山 眞弓君	野末 陳平君	工藤万砂美君	添田増太郎君	林 健太郎君	星 長治君	大坪健一郎君	岩上 二郎君	田代由紀男君	高杉 勉忠君	藤井 裕久君

昭和六十年十二月四日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

成相 善十君		堀江 正夫君
増岡 康治君		山本 富雄君
最上 進君		青木 新次君
坂元 親男君		原 文兵衛君
志村 愛子君		堀木 又三君
小林 国司君		小山 一平君
浜本 万三君		石本 茂君
嶋崎 均君		安田 隆明君
山崎 竜男君		上田 稔君
久保 亘君		安永 英雄君
梶原 敬義君		稲村 稔夫君
吉川 春子君		下田 京子君
糸久入重子君		久保田真苗君
本岡 昭次君		鈴木 和美君
佐藤 昭夫君		近藤 忠孝君
山田 護君		佐藤 三吾君
大森 昭君		松前 達郎君
安武 洋子君		内藤 功君
村沢 牧君		志苦 裕君
福岡 知之君		山中 郁子君
橋本 敦君		野田 哲君
片山 甚市君		神谷信之助君
穂山 篤君		寺田 熊雄君
和田 静夫君		松本 英一君
竹田 四郎君		小笠原貞子君
市川 正一君		小野 明君
大木 正吾君		上野 雄文君
中村 哲君		八百板 正君
瀬谷 英行君		小柳 勇君
秋山 長造君		上田耕一郎君
宮本 顯治君		
内閣総理大臣		中曾根康弘君
大蔵大臣		竹下 登君
厚生大臣		増岡 博之君
自治大臣		古屋 亨君
政府委員		
大蔵大臣官房審議官		門田 實君
兼内閣審議官		
自治省行政局長		中島 忠能君
議長の報告事項		
去る十一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
内閣委員		
辞任	柄谷 道一君	補欠 柳澤 鍊造君
法務委員	辞任	補欠
辞任	福田 宏一君	補欠 秦野 章君
文教委員	柳澤 鍊造君	補欠 柄谷 道一君
建設委員	志村 哲良君	補欠 世耕 政隆君
辞任	秦野 章君	補欠 福田 宏一君
世耕 政隆君	志村 哲良君	補欠 世耕 政隆君
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。		
日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(小柳勇君外三名発議)(参第一号)		
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。		
日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(小柳勇君外三名発議)(参第一号)		
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。		
下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)(衆第一号)		
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。		
許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(閣法第一号)		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案		
日本体育・学校健康センター法案		
同日内閣から次の答弁書を受領した。		
参議院議員喜屋武眞榮君提出米軍用地特措法に基づく土地の強制使用二十年延長問題に関する質問に対する答弁書		
参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港の安全性に関する質問に対する答弁書		
参議院議員近藤忠孝君提出新マル優申告書の予約活動に関する質問に対する答弁書		
参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミパエ防除手続に関する再質問に対する答弁書		
同日本院は、原子力委員会委員に岡田隆君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に中島二郎君及び山本秀夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日本院は、社会保険審査委員会に月橋得郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日本院は、運輸審議会委員に隅健三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日本院は、電波監理審議会委員に生田正輝君及び田淵節也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日本院は、地方財政審議会委員に胡子英幸君、武田隆夫君、知野虎雄君、松島五郎君及び山本成美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。		
一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律		
日本体育・学校健康センター法		
去る十一月三十日の質問主意書を内閣に転送した。		
米原潜の日本寄港に関する質問主意書(秦豊君提出)		
米ソ首脳会談と今後のわが国の外交・防衛政策の展開に関する質問主意書(秦豊君提出)		
奄美群島の振興に関する質問主意書(下田京子君外一名提出)		
ねじ工業等小規模下請企業の振興施策に関する質問主意書(峯山昭範君提出)		
一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
内閣委員		
辞任	矢田部 理君	補欠 安恒 良一君
大蔵委員	辞任	補欠
辞任	栗林 卓司君	補欠 田淵 哲也君
農林水産委員	田淵 哲也君	補欠 栗林 卓司君
運輸委員	辞任	補欠
辞任	安恒 良一君	補欠 矢田部 理君
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		
日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(小柳勇君外三名発議)		
同日議長から次の質問主意書が提出された。		
土地地区画整理事業施行地区の市街化促進に関する質問主意書(二宮文造君提出)		
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。		
記		
異動前の氏名	官職	異動後の氏名
官職	氏名	官職
大蔵省関税部長	富尾 一郎君	東財務局 昭彦・三三
昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
大蔵委員		
辞任	田淵 哲也君	補欠 栗林 卓司君
農林水産委員	田淵 哲也君	補欠 栗林 卓司君
辞任	栗林 卓司君	補欠 田淵 哲也君

昭和六十年十二月四日 参議院會議録第六号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

決算委員

辞任

補欠

喜屋武眞榮君

青島

幸男君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会開法第八一号、衆議院継続審査)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律案(第百一回国会開法第六七号、衆議院継続審査)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出(衆第二号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

OTHリーダーに関する質問主意書(秦豊君提出)

米軍用地特措法に基づく土地の強制使用二十年延長問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年十月二十八日

参議院議長 木村 睦男殿

喜屋武眞榮

米軍用地特措法に基づく土地の強制使用二十年延長問題に関する質問主意書

去る八月五日、那覇防衛施設局は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第一四〇号)(以下「米軍用地特措法」という。)

に基づき、米軍用地の契約拒否地主等の土地の強制使用期限が、昭和六十二年五月十四日をもつて、五年間の期限切れを迎えるに当たり、新たに、二十年間の強制使用期間を設定すべく、沖縄県収用委員会に対して、裁決申請の手續をとつた。

この措置は、米軍用地特措法の過去の適用例を見た場合、その期間が二十年間の長期にわたる点と沖縄県以外の他の都道府県には、このような長期強制使用の事例が一件も存在しないという点と、極めて注目すべき特異な事実であつて、このような措置をとつたこと自体、厳しい歴史の審判を受けるべきであると確信するが、以下、この措置をめぐる問題点について質問する。

一 今回の措置により、二十年間の強制使用を企図する理由について、那覇防衛施設局は、「わが国の防衛は日米安保が基本で、その根幹を成すものが米軍駐留である。従つて、米軍基地の安定使用が必要である。」との論理を展開している。

現在、わが国に存在する米軍専用施設の実に七十五パーセントが集中し、甚大な犠牲を強いられる沖縄県民の立場からすれば、このことは、第二次大戦末期において、本土防衛の名の下に国内唯一の地上戦闘の舞台となり、十数万人の県民の尊い生命の犠牲を伴う過酷な戦争体験を余儀なくされた事実を想起せしめて余りある。そして、それは、再び、三たび、沖縄県民のみに犠牲を強要してはばからない措置であると言わざるを得ないが、この点に関して、政府の考えを伺いたい。

二 本年九月十九日の参議院決算委員会において、米軍用地特措法による二十年間強制使用問題に関する私の質疑に対して、佐々淳行防衛施設庁長官は、「日米安保条約は成立後二十五年、長期にわたつて続いてまいり、また、日米両国の間においてこの条約は高く評価をされ、重要な意義を持つておりますので、両国政府ともこれを早期に撤廃するつもりは全くなく、相当期間続くものと思われております。その意味で、基地の安定的使用は我が国の防衛政策上非常に重要な問題であるうかと考えております。」と答弁している。

この答弁は、長期自民党政権の存続の上にあぐらをかいた独善的な見解であつて、政権交代を前提とした議院内閣制、代表民主制を建前とする日本国憲法の原則に悖る見解であり、日米両国政府の意思が、現在、安保条約の重要な意義を評価しているとしても、この政府意思が二十年先までも不変であるとするのは、あくまでも当事者の希望的観測の域を出ず、仮定の問題であつて、客観性に欠けると考える。

このような主観性の強い論拠をもつて、国民の基本的人権である財産権を二十年の長期間にわたつて制約しようとする試みは憲法違反であり、合理性に乏しいと考える。この点に関する見解を承りたい。

三 また、前述の答弁の中で日米安保条約が「相当期間」続くものと思われると予想するが、この相当期間とは、具体的に何年間を意味するのか、伺いたい。

四 (1) 昭和五十七年四月十四日の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、政府委員は、当時の裁決申請に当たつては、使用期限を二年、三年、五年と分けて申請し、二年ないし三年の申請をした理由は、リロケーション等によつて返還が可能となる時期を見越して、そのように申請をしたと言つてゐる。そして、その他の一般施設については、五年という使用期限を設けて裁決申請を行つたと説明している。当時の政府の認識では、五年の使用期限というものが一般的、原則的であるということを示している。

それにもかかわらず、今回は、二十年間も強制使用をしようとしている。この点、政府の認識が變つたのか、理由を伺いたい。

(2) 一方、政府は、前述の通り、二十年間の強制使用をしようとする理由について、米軍基地の安定的使用の確保のためとするが、米軍基地の安定的使用の確保の必要性は、政府の立場では、昭和五十七年の時点でも、現時点でも変わらないと思われるのに、昭和五十七年の時は五年間で足りたものが、現在では、五年間では足りず、二十年間としなければならぬとする。このように大幅な期限の延長を意図している背景には、何か重大な基地政策の転換なり、事情の変更があるのか。

五 現行日米安保条約は、締結当初、その有効期間を十年間とし、更に現在では、日米何れか一方が廃棄を通告すれば、一年後に効力を失うことは周知の通りである。

このように、米軍の日本駐留を根拠付けている日米安保条約及びこれに基づく「地位協定」が、制度上、このように流動的なものであるにもかかわらず、これらの基本法に基づく、執行法規であるはずの米軍用地特措法の運用を長期間固定化するということは、矛盾も甚だしいと言わざるを得ない。この点に関して、政府はどのように考えるのか、伺いたい。

六 全く同一内容の米軍用地特措法の適用期間を前回の昭和五十七年に五年間とし、今回は一挙に二十年間に延長しようとするのは、身勝手な法の運用であり、法的安定性を損なうばかりか、政府の信用を失墜せしめるものであり、合理的な説明をなし得ないのではないかとと思われるが、政府の見解はどうか。

七 米軍用地特措法は、昭和二十七年の成立以来昭和三十七年までの十年間に、「本土」において

四十三件の裁決例があるというが、間違いないか。また、その中の最長使用期間は四年が最高で、大部分は一年ないし二年程度であると言われているが事実か。

また、同法の「本土」における適用実績を、施設名、使用と収用の別、面積、対象地主数、裁決年月日、使用期間別に明らかにされたい。

八 米軍用地特措法が、昭和三十七年以降、昭和五十七年に沖縄県において適用されるまでの二十年間にわたって、適用例がなく、眠れる法と化していたのは、如何なる理由に基づくのか。また、この間、「本土」において、新たに米軍用地として提供された土地があれば、その面積を強制使用・収用と任意契約に分けて示された。

九 沖縄県における米軍用地の提供に当たっては、当初、五年単位で十年間、「公用地暫定使用法」及び「地籍明確化法」により、三回目の提供の際に初めて米軍用地特措法によつたのは、如何なる理由に基づくのか、明確にされたい。

十 更に、過去三四回の提供の際には、何れも期間を五年としおきながら、今回、四回目にして一挙に四倍の二十年とすることは、如何にも合理的根拠に欠け、妥当性も乏しいと思われるが、見解を伺いたい。

十一 強制使用期間を二十年間とする論拠の第二点は、民法第六〇四条第一項の賃貸借契約の最長期間二十年を参考にしたと言いが、この規定はあくまで合意契約を前提にしたものであり、今回のような公権力の発動である強制使用の場合とは全く事情を異にするものであり、何ら参考にするべきものではないと考えるが、どうか。

十二 米軍用地特措法は第三条で、土地の強制使用のために、単に当該土地が「必要」であるというだけでは足りず、当該土地を米軍用地として供すること「適正且つ合理的」な場合でなければならぬと厳格な要件を課している。世界情勢の変化、兵器等の進歩歩の発達を考慮すれば、二十年間という長期にわたって、当該土地使用につき、この「適正且つ合理的」要件を満たすなどという判断が、現時点で果たしてできるものかどうか疑わざるを得ない。この点について、政府はどのように考えるのか。

十三 何れにしても、防衛施設庁当局による今回

の米軍用地特措法に基づく、強制使用期間二十年とする沖縄県収用委員会に対する裁決申請は、憲法の原則及び行政当局の採った前例等に照らしても、明らかに不法、不当なものであると考えるので、今回の措置の撤回を強く求めたいが、この点に関して、政府の見解を伺いたい。右質問する。

昭和六十年十一月二十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出米軍用地特措法に基づく土地の強制使用二十年延長問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出米軍用地特措法に基づく土地の強制使用二十年延長問題に関する質問に対する答弁書

一、四から六まで、十及び十一について

(1) 日米安全保障体制は、我が国防衛の基本であるのみならず、極東の平和と安全に寄与してきており、日米両国においてその意義はますます高く評価され、その地位は揺るぎない確固たるものとなつていくところである。したがって、日米両国とも日米安全保障条約を終了させることは全く考えておらず、米軍の駐留は、今後相当長期にわたると考えられ、その活動の基盤である施設及び区域も今後相当長期間使用されると考えられるので、その安定的使用を図る必要がある。また、沖縄県に所在する施設及び区域は、日米間で十分討議・検討の上、返還可能とされたものについて、返還済み又は現在返還のための作業を実施中であり、その他の施設及び区域は、見通し得る将来返還の見込みはないと判断される。一方、沖縄県に所在する施設及び区域内の民有地の一部は、一〇・四パーセントの土地に於いて、十三年以上わたる取得にもかかわらず、賃貸借契約の同意が得られず、加えて、嘉手納飛行場の滑走路地区にある前記一〇・四パーセントの土地の一部について、いわゆる一坪共有運動が展開され、土地所有者が一挙に約二千名増加し、土地所有者との合意による使用がますます困難となつた。

以上の事情・経緯を併せ考え、使用期間を二十年として裁決の申請をしたものであり、これはやむを得ない措置であつて、日米安全保障条約と矛盾するとは考えていない。

(2) 前回の裁決の申請においては、沖縄県の区域内において初めて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号。以下「駐留軍用地特措法」という。)を適用することであり、沖縄県における公用地等の暫定使用に関する法律(昭和四十六年法律第三十二号。以下「公用地暫定使用法」という。)による使用の経緯、施設及び区域の整理統合計画等諸般の事情を総合的に検討し、更に契約により使用権を得るための努力を継続するため、当面最長五年の使用期間としたものである。

(3) 本件裁決の申請に係る土地の使用期間を設定するに当たって、当該土地は、施設及び区域の運用上、賃貸借契約を締結している他の土地と有機的に一体として使用しており必要不可欠からざるものであることを考慮し、貸主保護の観点から規定された民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条(賃借権の存続期間を参考の一つ)としたが、本件が公用使用であることをもつて、民法に規定する期間を参考とすべきではないとの御指摘は当たらない。

二及び三について

御指摘の答弁は、前述のとおりの日米安全保障条約の地位にかんがみ、同条約が今後相当長期にわたって存続すると思われることから、施設及び区域の安定的使用が我が国の防衛政策上重要である旨の政府の見解を述べたものであり、御批判は当たらない。

また、同答弁にいう「相当期間」とは、具体的に特定の期間を意味するものではない。

七及び八について

昭和三十七年までに本土において駐留軍用地特措法を適用した実績は、別表のとおりである。

その後、本土において駐留軍用地特措法による手続を執らなかつたのは、施設及び区域内の

民有地について、すべて賃貸借契約の締結又は買入れが可能であつたからである。

また、御指摘の期間に本土において新たに施設及び区域として提供した民有地の面積は、約八十四平方キロメートルであり、すべて所有者との合意により使用しているところである。

九について

沖縄の復帰後十年間公用地暫定使用法により未契約土地を使用したのは、沖縄の復帰に伴つて公用地等のために必要な土地等の所有者等が三万数千名に及び、そのうちには、所在不明者、海外移住者等も含まれており、我が国の施政権の外におかれていた沖縄において、これらすべての所有者等と契約を締結することができなかったこと及び前大戦による土地の公簿・公図の焼失、戦争と米軍基地建設に伴う土地の形質の変更等により、一筆ごとの土地の位置境界が現地に即して確認できない状況にあったことから、駐留軍用地特措法による手続を執つたことができなかったためである。もちろん、その間、契約の同意を得るための交渉を重ねてきたことはいうまでもない。

一方、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)による位置境界明確化作業が進み、その結果として、各筆の土地の位置境界が現地に即して特定できる状態となり、駐留軍用地特措法の適用が可能となつたので、駐留軍用地特措法を適用したものである。

十二について

駐留軍用地特措法第三条にいう「適正且つ合理的であるとき」とは、日米安全保障条約第六条に規定する目的達成のため駐留する米軍が施設及び区域として土地等を使用することについて、その必要性が客観的に認められるときであり、内閣総理大臣は、防衛施設局長から申請のあつた土地がこの要件に該当すると認め、使用の認定を行つたものである。

十三について

御指摘の裁決の申請は、憲法に基づき財産を公共のために用いる手続等を定めた駐留軍用地特措法に基づき適法に行つたものであり、撤回する考えはない。

別 表

施 設 名	使用・収用の 区分	裁 決 対 象 数 量			対 地 主 等 数	裁決年月日	裁決による 使用 期 間
		土 地	建 物	工作物等			
大阪ビル婦人宿舎	使 用	坪 1,056	坪 6,387	一 式	1	昭32. 1.17	2年
第一ホテル士官宿舎	〃	1,393	5,394	〃	〃	昭31. 2.16	8月
アーニイ・パイル劇場	〃	1,175	4,794	〃	〃	昭28. 7.15	6月
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭29. 1.13	1年
八重洲ビル軍属宿舎	〃	〃	〃	〃	〃	昭28. 4.16	9月
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭29. 1.13	1年
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭30. 1.13	8月
横 田 飛 行 場	〃	185	〃	〃	〃	昭28. 4.16	1年8月
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭30. 1.13	2年
〃	〃	72	〃	〃	〃	昭28. 4.16	1年8月
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭30. 1.13	2年
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭32. 4. 4	一
〃	〃	610	〃	〃	〃	昭28. 4.23	1年8月
立川飛行場兵舎地区	収 用	103,665	〃	〃	〃	昭28. 6.30	一
横浜自動車部隊	使 用	20	〃	〃	3	昭28. 1.13	1年
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭29. 1.27	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭30. 1.26	2月
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭30. 4.18	1年
〃	〃	13	〃	〃	〃	昭31. 3.27	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭32. 3.30	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭33. 4.25	〃
〃	〃	23	〃	〃	1	昭28. 1.13	〃
〃	〃	4	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭29. 1.27	〃
岸 根 パ ラ ッ ク ス	〃	20,236	〃	〃	〃	昭30. 9.15	1年7月
1 号 住 宅 地 区	〃	34	〃	〃	2	昭28. 1.13	1年
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭29. 1.27	〃
〃	〃	26	〃	〃	1	昭28. 1.13	〃
2 号 住 宅 地 区	〃	24	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭29. 1.27	〃
根 岸 住 宅 地 区	〃	236	〃	〃	〃	昭36.10.12	2年5月
相模原家族住宅地区	〃	166	〃	〃	〃	昭33. 3.27	2年
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭35. 2. 9	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭37. 3.12	〃
アメリカ村住宅地区	〃	258	〃	〃	〃	昭28. 1.27	1年
〃	〃	441	〃	〃	〃	〃	〃
三 菱 商 事 ビ ル	〃	219	〃	〃	〃	〃	〃
U. S. ハウス(名古屋市)	〃	1,050	132	一 式	〃	〃	〃
キャンプ・カーバー	〃	45	〃	〃	〃	昭28. 1.21	1年1月
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭29. 2.22	1年
〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭30. 3. 1	一
黒 髪 山 住 宅 地 区	収 用	850	〃	〃	〃	昭28. 7.25	1年6月
〃	〃	389	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	200	〃	〃	〃	〃	〃
婦 人 将 校 宿 舎	〃	665	518	〃	3	〃	1月
串 本 通 信 施 設	収 用	2,471	〃	〃	2	昭29. 7. 6	一
U. S. ハウス(岡山市)	使 用	343	97	〃	1	昭28. 5.21	10月
通 信 隊 地 区	〃	250	〃	〃	〃	昭28. 4. 9	1年
岩 国 飛 行 場	〃	108	〃	〃	〃	昭28. 1.19	2年
計 49件		138,301	22,116		68		

昭和六十年十二月四日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

那覇空港の安全性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年十一月八日

参議院議長 木村 睦男殿

喜屋武眞榮

那覇空港の安全性に関する質問主意書

去る十月二十五日に、航空事故調査委員会は、本年五月二十八日、那覇空港で発生した乗員乗客二百二十二名を乗せた全日空旅客機と搭乗員三名の自衛隊機が接触した事故に関する「航空事故調査報告書」を発表した。

同報告書は、「結論」で、「推定原因」として、「本事故の原因は、Q.M-22(質問者注、自衛隊機)の両操縦士が、すでに離陸許可等を得たものと相互に錯誤し、同機を滑走路に進入せしめたことによるものであり、これは離陸許可を受領していないことについての両操縦士の認識が十分でなかつたことによるものと推定される。」としている。更に、誘導路上で行われた「フライング・チェックは、……適切なものではなかつた。」と指摘し、自衛隊機側の二重のミスを認めている。

そこで、この報告書の結論に対する政府の見解を承りたい。

二 第一〇二回国会における、私の「那覇空港の自衛隊との共用をめぐる諸問題に関する質問主意書」に対する答弁書(内閣参質一〇二第五六号)の中で、政府は、那覇空港が「自衛隊との共用によつて危険度の高い空港になっている」とは考えていない。と答弁しているが、それは、同空港が全く安全だということか。

三 自衛隊との共用によつて、那覇空港の危険性が高くなつてゐることは、数字が裏付けてゐる。即ち、前記の答弁書で、「沖縄の復帰以後昭和六十年六月三十日までの間の那覇空港における自衛隊機の事故件数は四件であり、他の自衛隊共用空港における事故件数は、いずれも二件以下である。」としてゐることから明らかである。

他の自衛隊共用空港の二倍の事故が発生している点について、政府は、どう考えているのか。

四 政府は、前記答弁書の中で、那覇空港の離着陸許可回数をもとに、民間専用化は、「離着陸処理能力に余裕があるか否かを勘案すべきもの」と考へる。としている。

しかし、資料によれば、昭和五十九年において、全国八カ所の自衛隊共用空港の中で、管制取扱機数の最多は、名古屋空港の八九、一六八機、次いで、那覇空港の八四、九一四機であり、また、政府答弁等によれば、両空港とも、許可回数約十三万回とされている。

しかるに、沖縄の復帰以後昭和六十年六月三十日までの間の自衛隊機の事故件数は、名古屋の二件に対し、那覇は、二倍の四件である。このことは、那覇空港の民間専用化は、「離着陸処理能力に余裕があるか否かを勘案すべきもの」とする政府方針が誤りであり、自衛隊機との事故は、那覇空港の「離着陸処理能力の余裕」とは無関係に、発生していることを示している。今回の航空事故調査委員会の報告書も、自衛隊機の危険性を如実に示すものではないのか。政府の見解を伺いたい。

五 飛行目的及び態様の異なる旅客機と自衛隊機が、一本の滑走路を共用するところに、那覇空港の危険の根本原因があり、民間専用化を求めるゆえんであると思うが、政府の見解はどうか。

六 沖縄県の地元二紙は、「航空事故調査報告書」の発表を受けて、去る十月二十七日付けの各社説で、「危険なまま軍民共用空港の「安全性確保」を図る観点から、「民間専用化を図る時期」であり、「民間専用化を急げ」と論じてゐる。

那覇市議会をはじめとする市町村議会の決議もあり、沖縄県議会も、過去七回の民間専用化の決議を全会一致で採択している。

那覇空港の民間専用化は、沖縄県民の一致した世論である。

昭和六十年十二月四日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

右質問する。

昭和六十年十一月二十九日

参議院議長 内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港の安全性に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の報告書については、事故防止の観点から厳しく受けとめ、今後の安全対策に生かしてまいりたい。

二 及び三について

運輸大臣が設置又は管理している空港で自衛隊が共用しているもののうち、那覇空港における自衛隊機の事故件数がこれまで他と比較して多いのは事実であるが、同空港が危険度の高い空港になっているとは考えていない。

同空港については、運輸省及び防衛庁において各般の施策を講ずることにより、安全の確保について万全を期してゐるところである。

四 について

那覇空港の安全の確保については、今後とも万全を期す所存であるが、民間専用化を検討するに当たっては、同空港の離着陸処理能力に余裕があるか否かを勘案すべきものと考えてゐる。

五 及び六について

現在のところ那覇空港の共用をやめる考えはないが、一般論としては、自衛隊の使用する飛行場と民間の使用する飛行場は分離されていることが望ましいと考えており、その意味で、那覇空港についても、この問題を長期的には検討することはあり得ると考えてゐる。

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年十一月二十日

参議院議長 木村 睦男殿

近藤 忠孝

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書

来月一月から始まる新マル優(小額貯蓄非課税制度)申告書の予約活動について、大蔵省は本年十一月十四日、銀行、証券などの金融業界に「新申告書への切替えに際し、現行のマル優枠をふやさないことを条件に、十二月一日から予約活動をおこなうことを認める」指示をおこなつた。

しかし、すでに三菱、三井銀行など各銀行は「六十一年中にマル優枠を当行に集中して下されば、手続きが一回ですみ、マル優の管理にも都合です。」などと記載したリーフレットを顧客に配布するなど、新マル優制度を口実にしたマル優枠争奪の過当競争を展開している。十二月一日以降は、各金融機関のボーナス預金獲得運動とも重なつて、国民に多大な迷惑が及ぶことが憂慮される。

については、その防止策等について、以下のとおり質問する。

一 各金融機関は、本年十二月一日をスタートにして、いつせいに顧客から新マル優申告書(来月一月以降に国税庁に提出すべきもの)を預かる運動を計画し、具体的には、女子行員を含む全従業員が業務終了後「ローラー作戦」と称する外訪活動を実施する準備をすすめている。全金融機関がそれぞれこうした運動を展開するのであるから、国民はその応待のために夕食も落ちついてとれないような状況になることは必至である。

このことについて政府は、各金融機関に対し、新マル優申告書の予約集めのための、①就業時間後の全従業員によるいつせいの外訪活動を自粛する、②休日の外訪活動を自粛するよう指導すべきであると考えてゐるが、見解を承りたい。

二 各金融機関は年内に集めた新マル優申告書について、年明け後にもう一度顧客に「変更がないか」を確認した上で国税庁に提出し、国税庁は全金融機関から送られてきた申告書を同一人

昭和六十年十二月四日 参議院會議録第六号 質問主意書及び答弁書

物ごとに名寄せして不正利用をチェックすることになるが、これは膨大な事務量となり、果たして厳正なチェックができるか疑問である。名寄せ事務を確実に実施するためには、現在すでにマル優枠を設定している預金者については、新申告書をいつせいに提出してもらおうではなく、今後マル優預金を追加する際、およびマル優預金の満期書換えをおこなう際に、提出してもらおうことが合理的である。来年一月以降に大量の事務が集中することが明白であるのに、わざわざ年内に申告書集めの予約活動の実施を認める真意は何か、政府の見解を承りたい。

三 十二月一日からの予約活動については「現行のマル優枠をふやさない」ことを条件にするとのことであるが、前述のとおり、各銀行は六十一年中にマル優を当行に集中して下されば……といったリフレットを顧客に配布している実態がある。各金融機関に、年内の予約活動でマル優枠をふやす勧誘をおこなわせないために、政府はあらためて全金融機関に対して厳しい監督・指導をおこなうと同時に、無用の誤解と混乱を招かないよう、国民に対して新制度の趣旨徹底をはかるなどの措置を早急に講じるべきであると考えらるがどうか。

昭和六十年十一月二十九日
内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿
参議院議員近藤忠孝君提出新マル優申告書の予約活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤忠孝君提出新マル優申告書の予約活動に関する質問に対する答弁書

一 金銭機関等の資金獲得行為の在り方については、昭和六十一年以後のいわゆる新少額貯蓄非課税制度(以下「新制度」という。)への移行に当たり、いやくも過当競争に陥ることのないよう厳に留意する必要がある旨、本年十一月二十

一日付けで大蔵省証券局長及び銀行局長から各金融団体等に通達を發出したところである。今後とも、同通達の趣旨が周知徹底されるよう金融機関等に対し、指導を行つてまいる所存である。

二 貯蓄者が新制度への移行に当たつて提出する非課税貯蓄申告書等を金融機関等が当該制度の発足に先立ち預ること(以下「洗替申告書等の事前預り」という。)については、新制度への移行直後の金融機関等の窓口における混雑を緩和し得ること、新制度の内容についての貯蓄者の理解が深まること等の点にかんがみ、これを行つて差し支えないこととしたものである。

三 洗替申告書等の事前預りについては、これを行つたに際して従来の非課税貯蓄限度額の変更を勧誘するなどにより過当競争に陥ることのないよう、金融機関等に対し指導を行つてきたところであるが、今後も引き続き適切に監督・指導を行つてまいりたい。また、貯蓄者に対しては、今回の少額貯蓄非課税制度の改正の趣旨が十分に理解されるよう、各種の広報活動を引き続き行つてまいる所存である。

輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和六十年十一月二十二日
本木平八郎
参議院議長 木村 睦男殿

輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問主意書
一 全般問題として、当方の質問は、事務的、手続的、行政的なレベルではなく、政治的見解を求めているものである。現在、日本が置かれてある国際的立場からは理屈だけでは押し通せない点を踏まえ、例えば、植物防疫官の派遣等

については、国際的慣習以上の措置をとつてもよいのではないかとこの趣旨の質問である。この点について、再び政府の姿勢ないしは今後の対処方針を伺いたい。

二 内閣参事一〇三第八号の答弁書の中には、「輸入禁止品を特例的に輸入解禁」という趣旨が、一から四までについて(一)並びに五及び六についての中で開陳されているが、これは、ミバエの存在に限つての「輸入禁止品」とあると理解してよい。

通常の場合は、輸入国の判断と決定により商品の輸入禁止措置を講ずることは主権に属することであるが、日本の現在置かれてある位置は、「原則完全自由」で「やむを得ないものだけ例外的に制限」であるべきと了解している。従つて、オレンジについても「ミバエ対策ができないものだけは、やむを得ず輸入を禁止させていただく。逆に言えば、ミバエ対策が十分にできさえすればどのオレンジのものも商業ベースで輸入可能である」との姿勢をとるべきではないか。それとも、今なお国内農家や業界保護のため、原則輸入禁止の立場を採るのか。政府の姿勢をお伺いする。

三 ラベル貼付について機械化で合意したとの答弁だが、これでも相手側の費用の負担はそう低減しないと聞き及んでいる。また、貼付率は七十パーセントにしか達しないとのことであり、完全貼付できないなら、無理をして、貼付する意味はないと思われ。昭和六十一年十一月八日付の質問主意書(第八号)の五の後半で述べている事情により、完全に廃止(貼付不要)を考へてもよいのではないか。

昭和六十年十一月二十九日
内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿
参議院議員本木平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員本木平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問に対する答弁書

一 我々が国の植物防疫官の輸出国への派遣に要する外国出張旅費は、解禁要請国(輸出国)側が負担すべきものと考へる。
また、生果実類の輸入解禁に当たつて付す条件は、いづれも植物防疫技術的見地から必要最小限のものであり、これを緩和することはできない。

二 臺灣産オレンジ生果実を輸入禁止品としている理由は、同国にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエが存在しているという事実に基づくものである。
また、我が国の輸入植物検疫は、諸外国からのチチュウカイミバエ等の有害動植物の侵入を防止するため技術的見地から行つていゝものであり、輸入禁止品であつてもくん蒸等一定の検疫措置が講じられてゐるものについては、植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)上輸入を解禁してゐるところである。

三 臺灣産オレンジの各生果実に同国における検疫が終了している旨の表示をすることは、植物検疫上技術的見地から義務付けたものであり、これを廃止することはできない。
なお、当該表示は、検疫が終了していることを明らかにするため、すべての生果実に行うことを義務付けており、このことは、人手による貼付でも機械による貼付でも何ら変わらない。

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五五二二(六代)
定価 一〇〇円

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可